令和8年度障害児相談担当者連絡会 情報提供

共生社会の実現に向けた
特別支援教育のこれまでとこれから

群馬県教育委員会事務局　特別支援教育課

本日の流れ

１　はじめに
２　特別支援教育を巡る国の動向
３　学びの場の決定について
４　特別支援教育の現状
５　次期学習指導要領に向けて
６　県が目指す「インクルーシブな教育」
７　おわりに

＜　参考資料　＞

■「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
　文部科学省　初等中等教育局　特別支援教育課　R3.6

■「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）」文部科学省　中央教育審議会　R3.1.26

■「中央教育審議会教育課程企画特別部会における論点整理」文部科学省　中央教育審議会　R7.9.25　等

Ⅰ　はじめに

２　特別支援教育を巡る国の動向

2　特別支援教育を巡る国の動向

① 障害者の権利に関する条約・・・・・署名（Ｈ１９）

② 障害者基本法・・・・・・・・・・・改正（Ｈ２３）

③ 中央教育審議会・・・・・・・・・・答申（Ｈ２４）

④ 障害者差別解消法・・・・・・・・・成立（Ｈ２５）

⑤ 学校教育法施行令・・・・・・・・・改正（Ｈ２５）

⑥ 障害者の権利に関する条約・・・・・批准（Ｈ２６）

⑦ インクルーシブ教育システム構築・・開始（Ｈ２６）

⑧ 学習指導要領・・・・・・・・・・・Ｈ２９・４告示

⑨ 中央教育審議会※・・・・・・・・・答申（Ｒ３）

⑩ 国連からの改善勧告・・・・・・・・（Ｒ４）

※　「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す,個別最適な学びと,協同的な学びの実現～(答申)

①　障害者の権利に関する条約（署名）　H19

第24条　教育

１　締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。

②　障害者基本法（改正）　H23

第16条第1項

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

第16条第4項

国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

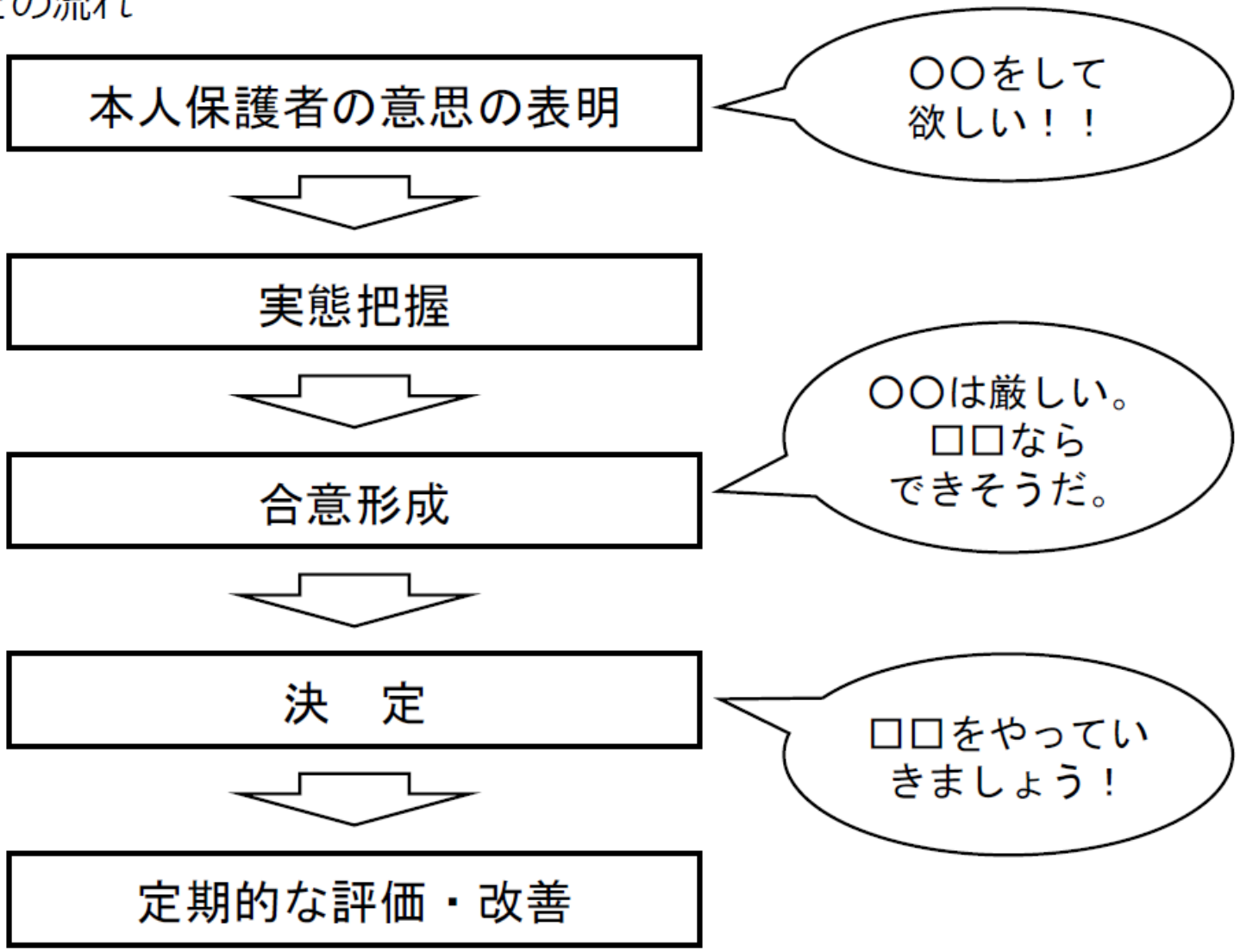
③　中央教育審議会　H24

インクルーシブ教育システムとは・・・

- 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
- 障害のある者が教育制度一般から排除されない
- 自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられる
- 個人に必要な「合理的配慮」が提供される

2　特別支援教育を巡る国の動向

- 合理的配慮の決定までの流れ



2　特別支援教育を巡る国の動向

現行の学習指導要領における障害のある児童生徒への指導の工夫や配慮と合理的配慮の提供について（イメージ）

学習指導要領

小学校学習指導要領

第1章 総則　第4 児童の発達の支援

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた**指導内容や指導方法の工夫**を組織的かつ計画的に行うものとする。

第2章 国語　第3 指導計画の作成と内容の取扱い

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた**指導内容や指導方法の工夫**を計画的、組織的に行うこと。

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述。また国語以外の各教科等においても同様の記述。

＜学習指導要領解説における例示（小学校 国語編）＞

「各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要。」

・文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

障害者差別解消法（平成25年法律第65号）

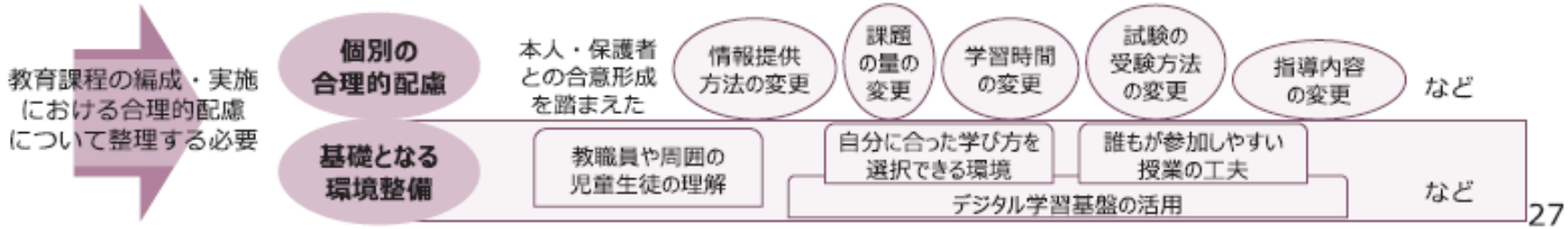
- 行政機関等と事業者に、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ**合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを義務付け**。
- 不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行う、**環境の整備を努力義務**とする。

差別の解消の推進に関する対応指針(文部科学省告示)

・合理的配慮の内容は、環境の整備に応じて変わり得る。
・環境の整備と合理的配慮を、両輪として進めることが重要。
・合理的配慮は、多様かつ個別性の高いものであり、双方の建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応されることが必要。

＜対応指針における例示＞

・見えにくさのある児童生徒に、拡大資料やテキストデータを事前に渡す
・聞こえにくさのある児童生徒に、外国語のヒアリングに代えて文字による代替問題を用意する
・肢体不自由のある児童生徒に、体育の授業の際に、ボールの大きさや走る距離を変更したり、スポーツ用車椅子の使用を許可する
・読み・書き等に困難のある児童生徒に、授業や試験においてICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行う　など



引用：「中央教育審議会教育課程企画特別部会における論点整理」文部科学省　中央教育審議会　R7.9.25　一部改変

2　特別支援教育を巡る国の動向

特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した学びの姿（イメージ）

２つの視点を組み合わせて活用することにより、障害のある子供たちの学びの更なる充実を実現

視点１：個別最適な学びと協働的な学びの実現

個別最適な学び

指導の個別化
必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫等による学習内容の確実な定着を図る
ex.) 一人一人に合った教材の提供

学習の個性化
一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供により学習を深め、広げる
ex.) 子供の関心・特性に応じた多様な学び

協働的な学び

多様な他者との協働により、異なる考え方が組み合わさりよりよい学びを生み出す
ex.) 好きなタイミングでの他者参照や共同編集

【デジタル学習基盤による情報活用の飛躍的充実】

情報活用の場面
収集　判断　表現　処理
創造　発信　伝達

×組み合わせ

充実の具体的な姿
＃すぐに　＃いつでも　＃どこでも
＃1人1人に応じて　＃大量に　＃誰とでも
＃何度でも

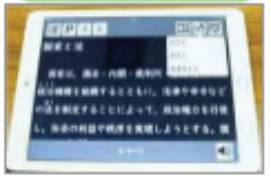
×組み合わせ

視点２：障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用

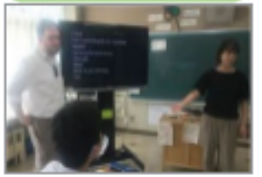
各教科等及び自立活動において、個々の障害の状態や特性等に応じて有効に活用し、指導の効果を高める

（活用例）

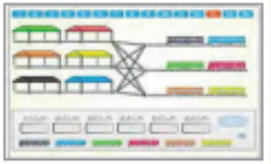
【視覚障害】 見え方に応じた表示



【聴覚障害】 音声を文字に変換



【知的障害】 抽象的な事柄を視覚的に理解



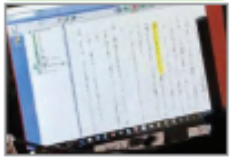
【肢体不自由】 身体の状態に応じた入出力機器



【病弱】 遠隔ロボットの活用



【発達障害】 読上げ機能や書き込み機能の活用



など

令和6年11月13日　中央教育審議会
デジタル学習基盤特別委員会資料　より

デジタル学習基盤の整備　⇔　合理的配慮の基礎となる環境整備

多様な形式による情報提供	一人一人に合った教材の提供	通信ネットワークを活用した学習参加	自分に合った入力・出力方法の活用

引用：「中央教育審議会教育課程企画特別部会における論点整理」文部科学省　中央教育審議会　R7.9.25　一部改変

2　特別支援教育を巡る国の動向

「合理的配慮」には対話が重要です！

合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

「前例がありません」

・合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

「特別扱いできません」

・合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

「もし何かあったら…」

・漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

「○○障害のある人は…」

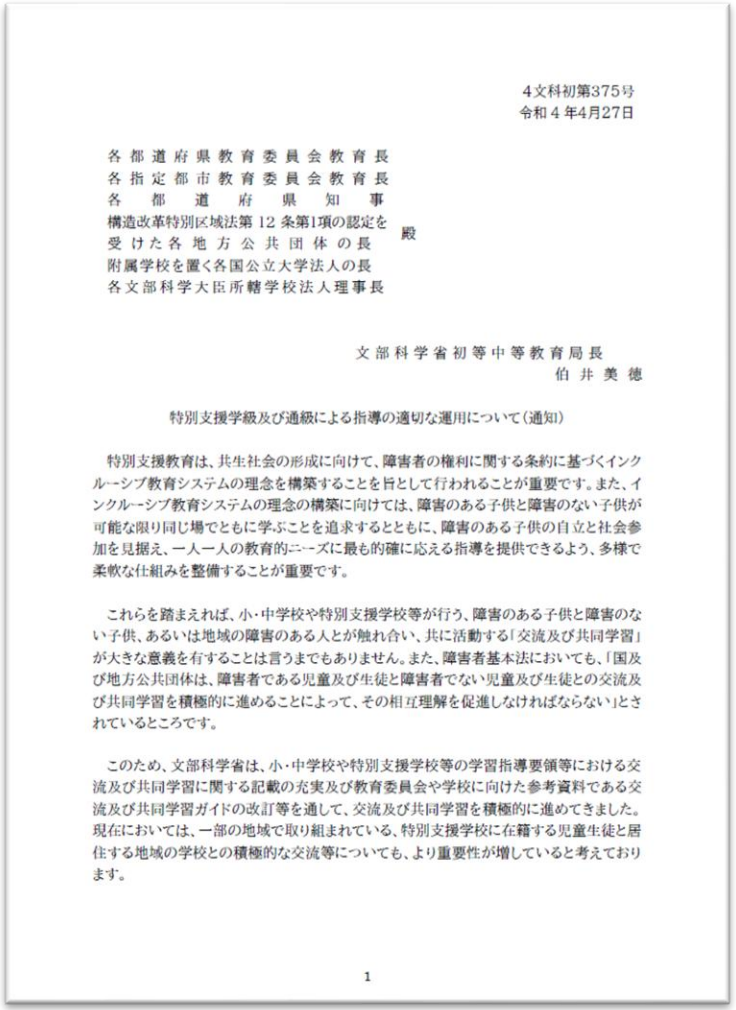
・同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。



引用：リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」内閣府　一部改変

2　特別支援教育を巡る国の動向

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について



4文科初第375号
令和４年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長　殿

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

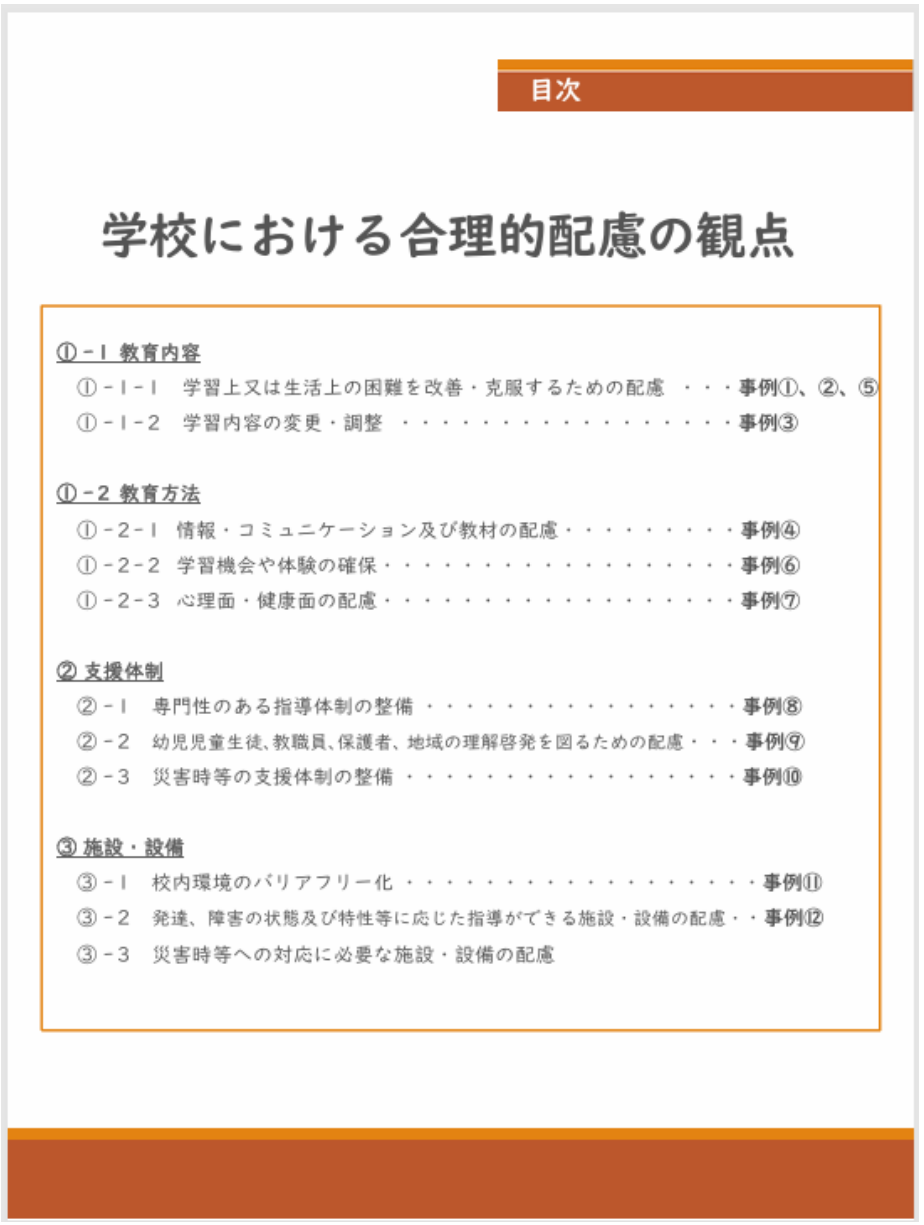
1

特別支援学級に在籍する児童生徒は、原則として週の授業時数の半分以上を特別支援学級で指導受けること

半分以上を通常の学級で過ごしている児童生徒については、通常の学級への在籍変更（通級による指導への移行など）を検討

2　特別支援教育を巡る国の動向





引用：「合理的配慮事例集」群馬県教育委員会特別支援教育課　R6.9

３　学びの場の決定について

⑤　学校教育法施行令（一部改正）　H25

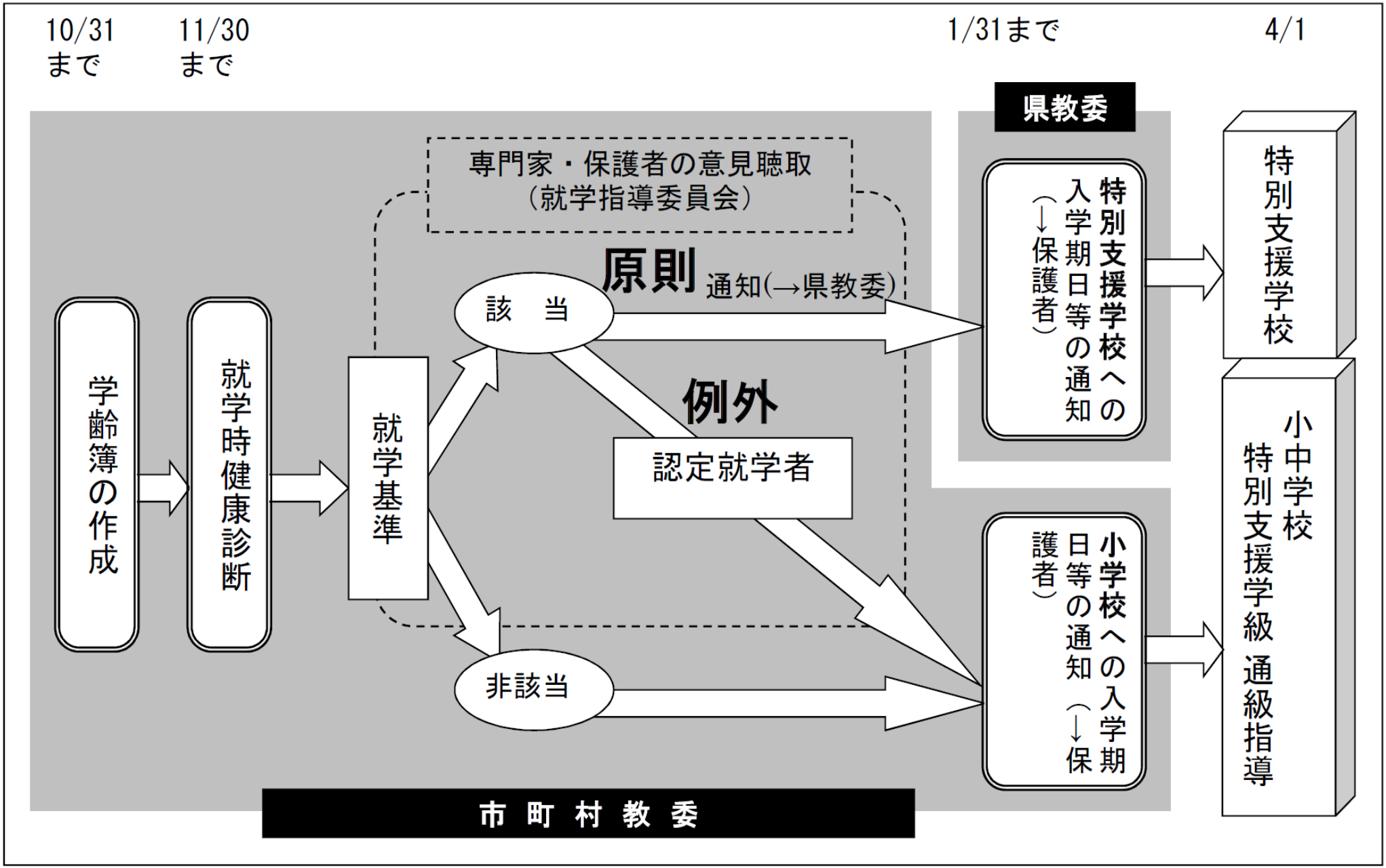
- 就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め，障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正

- 障害の状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備

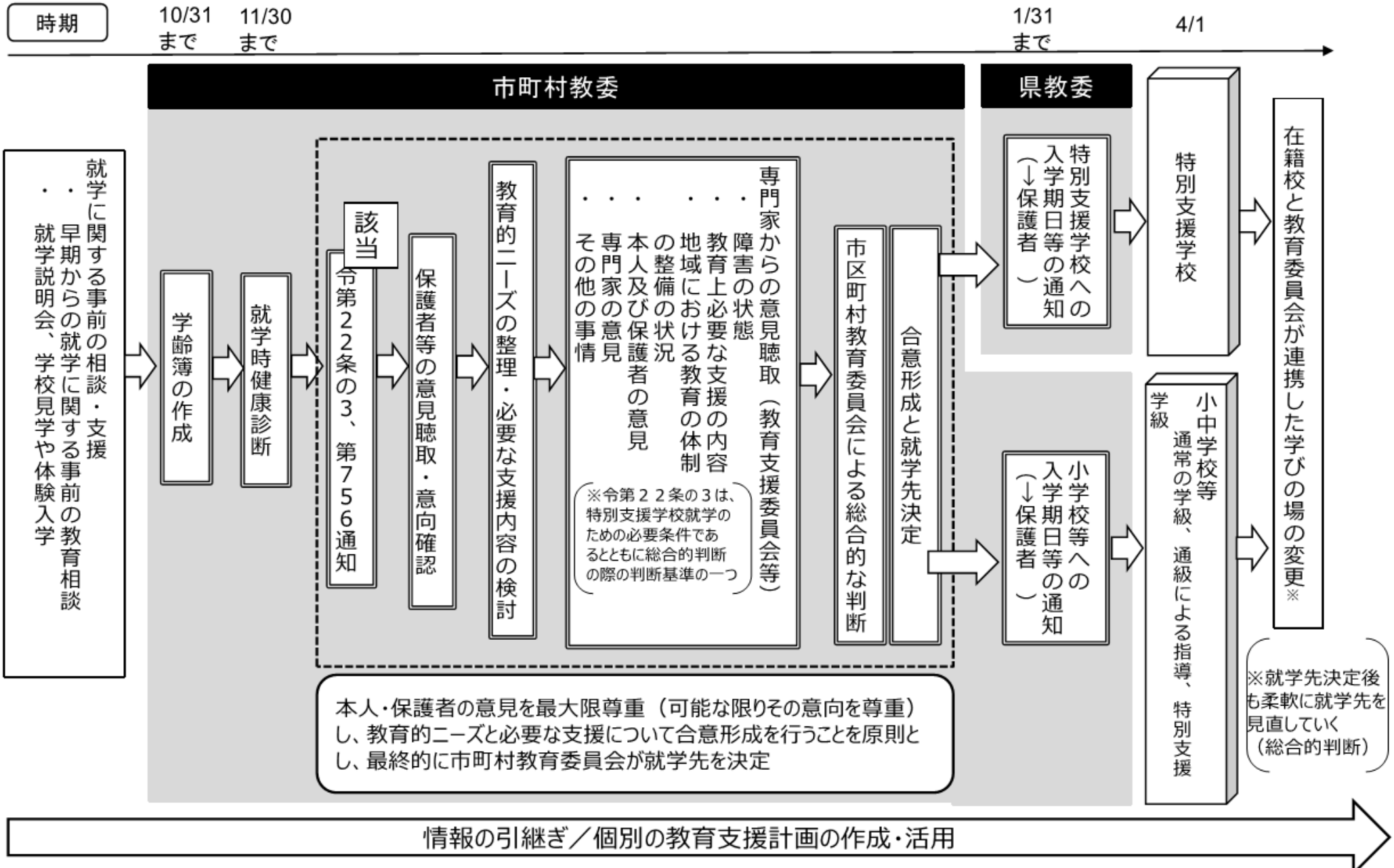
- 視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備

- 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

3　学びの場の決定について【改正前】

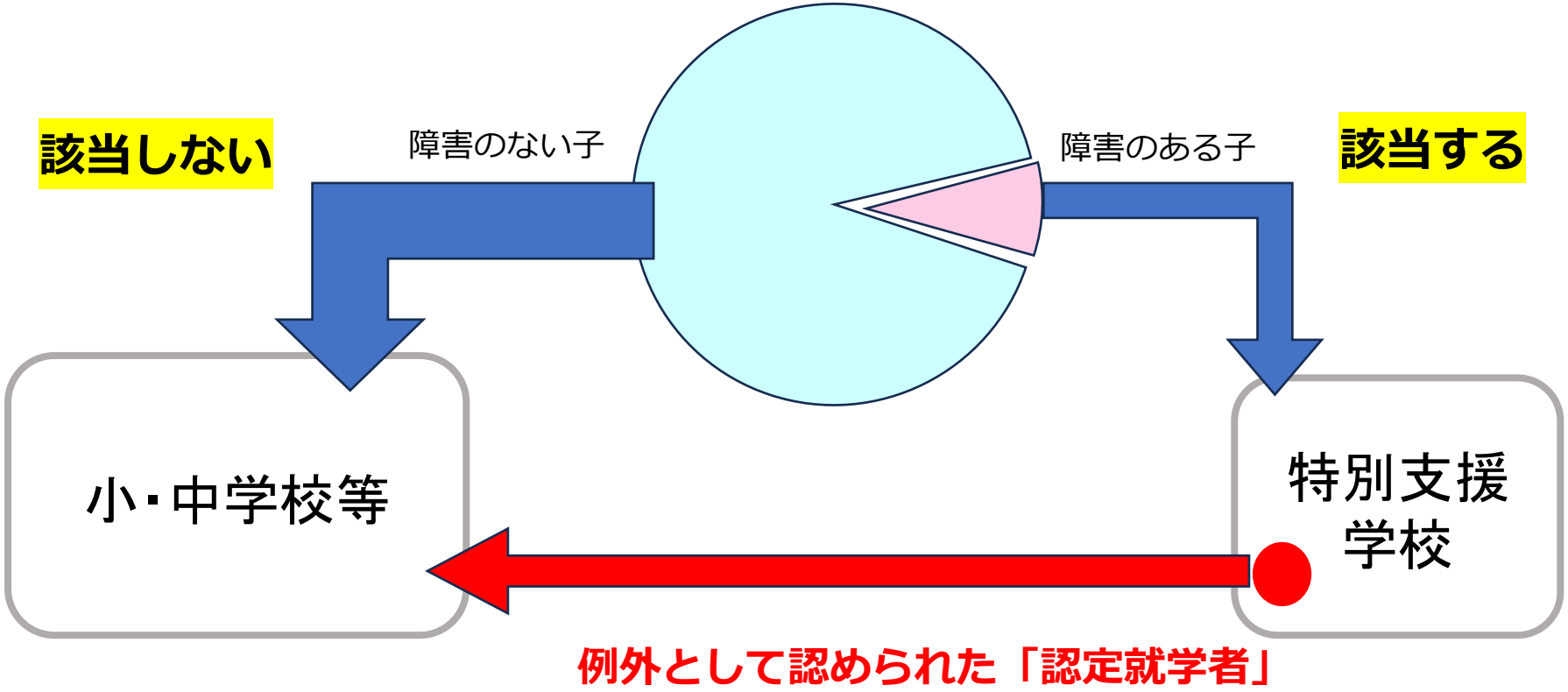


3　学びの場の決定について【改正後】



⑤　学校教育法施行令改正前　障害のあるなしで分けていた【措置】

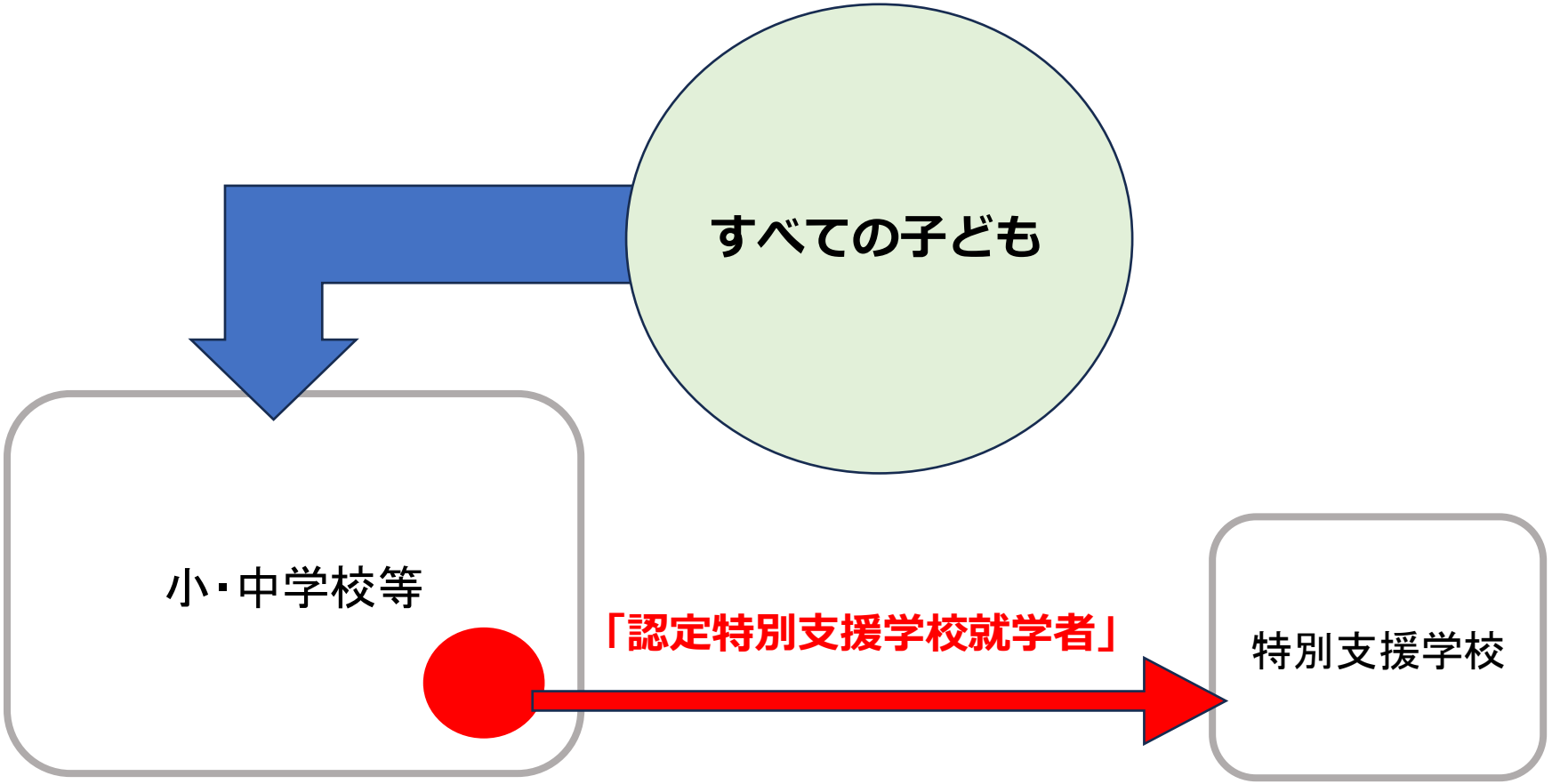
【すべての子どものうち】学校教育法施行令22条の３に



- 障害のある子どもは、特別支援学校に就学する。
- 小中学校の特別支援学級等に就学する場合には、例外として対応。

3　学びの場の決定について

⑤　学校教育法施行令改正後　すべての子どもは地域の子という前提



- 全ての子どもが地域の小・中学校等に就学する。
- ２２条の３に該当する子どもは、特別支援学校を選ぶことができる。

３－２　「２２条の３」とは

5障害の種類と程度を示しています

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

第二十二条の三　法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区　　分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一　肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。

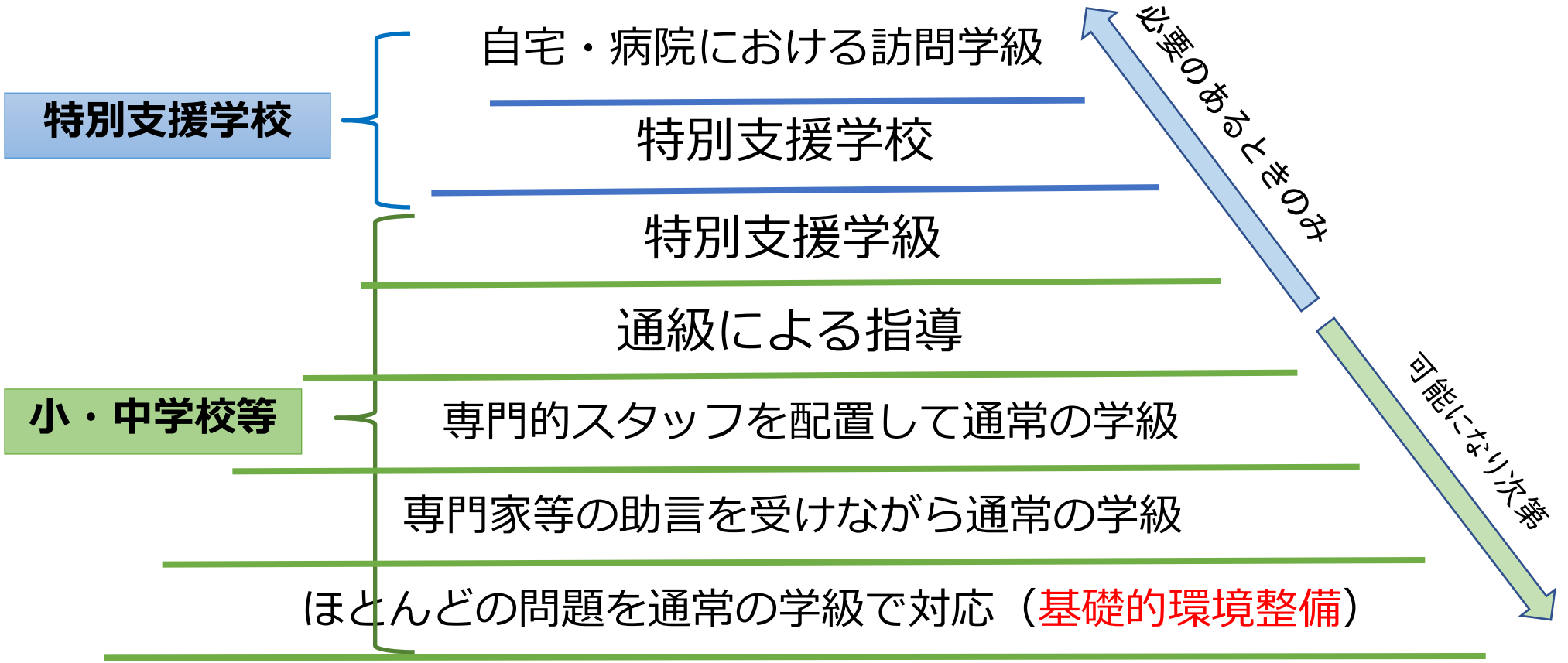
３－３　多様な学びの場

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

（学校教育法施行令第22条の３） 特別支援学校	（平成25年　初等中等教育局長通知） 特別支援学級	（平成25年　初等中等教育局長通知） 通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	**弱視者** 拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	**弱視者** 拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち，補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。	**難聴者** 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	**難聴者** 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由者 一　肢体不自由の状態が補装具によっても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	**肢体不自由者** 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	**肢体不自由者** 肢体不自由の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。） 一　慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	**（病弱者・）身体虚弱者** 一　慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	**病弱者・身体虚弱者** 病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
	言語障害者 口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，その程度が著しいもの。	**言語障害者** 口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの。
	自閉症者・情緒障害者 一　自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二　主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のもの	**自閉症者** 自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの **情緒障害者** 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級で学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
知的障害者 一　知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち，社会生活への適応が著しく困難なもの	**知的障害者** 知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のもの	
		学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの **注意欠陥多動性障害者** 年齢又は発達に不釣合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「通常の学級に在籍する学校教育法施行令第２２条の３の 障害の程度に該当する児童生徒の現状について」文部科学省　R4.12

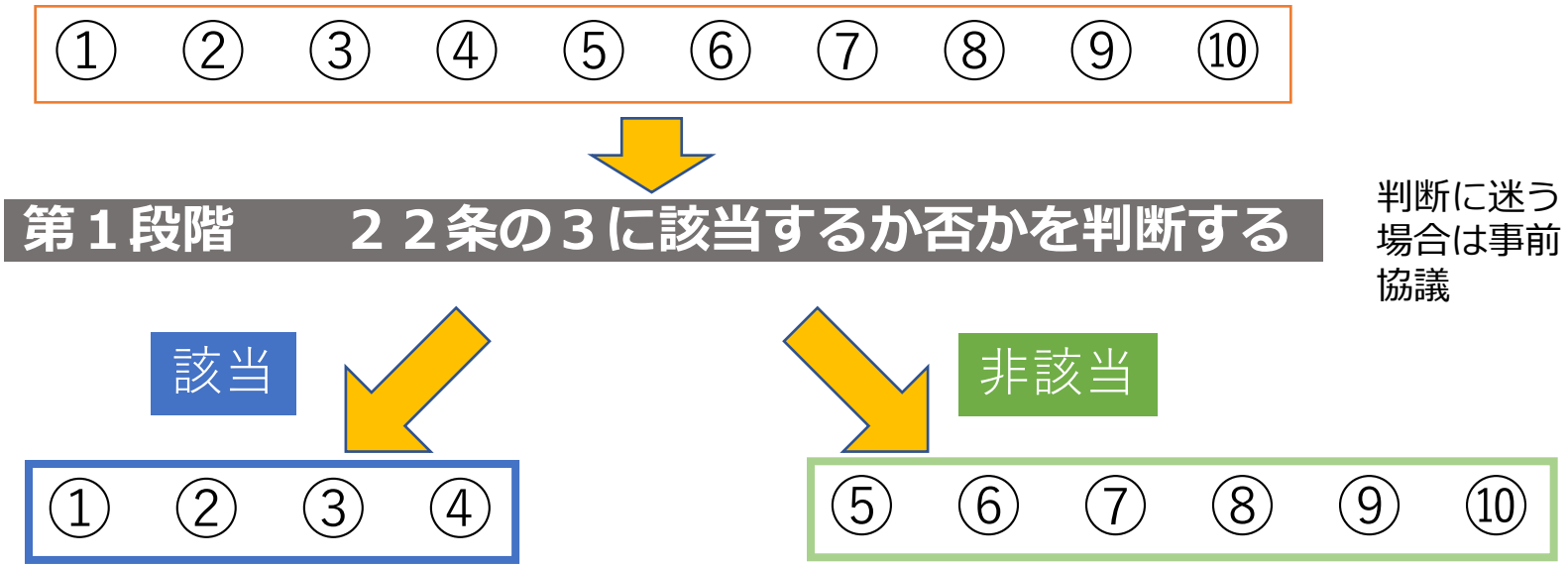
● 連続性のある多様な学びの場



【重要】各段階は、一般的には一足飛びすることは考えづらい

３－４　就学先決定までの手順

具体例



- 特別支援学校
- 特別支援学級
- 通常学級で支援を受けながら通級による指導
- 通常学級

- 特別支援学級
- 通常学級で支援を受けながら通級による指導
- 通常学級

第２段階　総合的に判断して学びの場を決定する

４　特別支援教育の現状

特別支援教育について

○　障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。

○　このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校（※1）や小・中学校の特別支援学級（※2）、通級による指導（※3）等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。

○　特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

（※1）特別支援学校
・　障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校（小・中学部）の１学級の標準は６人（重複障害の場合３人）。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）。
⇒平成19年４月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

（※2）特別支援学級
・　障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（８人を標準（公立））。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

（※3）通級による指導
・　小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

4　特別支援教育の現状

特別支援教育について

子供の教育的ニーズから出発

文部科学省

○　障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。

○　このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校（※1）や小・中学校の特別支援学級（※2）、通級による指導（※3）等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。

○　特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

特別支援教育は
全ての学びの場で実施されるもの

4　特別支援教育の現状

障害のある子供の学びの場と教育課程

小・中・高等学校

通常の学級

■個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施

※学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が小・中8.8%、高（通信制除く）2.2%（R4）

通級による指導

■ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために実施する特別の指導

対象障害種

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

児童生徒数（R6）

約230，400人
（小：約186,800人、中：約40,700人、高：約2,900人）

教育課程

■ 特別の教育課程を編成
✓ 各教科等は通常の学級で授業を受けつつ、障害に応じた特別な指導として、自立活動の内容を参考とした指導を実施。学校の教育課程に加え、又は一部に替えることが可能
✓ 年間35単位時間（学習障害・注意欠陥多動性障害は10単位時間）から280単位時間までを標準

特別支援学級（小・中）

■ 小・中に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級

対象障害種

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

児童生徒数（R7）

約419,700人
（小：約299,200人、中：約120,500人）

教育課程

■ 特別の教育課程を編成
✓ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を実施
✓ 障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う各教科に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成

特別支援学校

■ 障害のある児童生徒に対して幼・小・中・高に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

対象障害種

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

幼児児童生徒数（R7）

約158,900人
（幼稚部：約1,100人、小学部：約55,500人
中学部：約35,000人、高等部：約67,400人）

教育課程

■ 特別支援学校学習指導要領等に基づき幼・小・中・高に準じた教育課程を編成
✓ 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を実施
✓ 障害の状態により特に必要な場合や重複障害の児童生徒は弾力的な教育課程の編成が可能
✓ 知的障害者である児童生徒は、知的障害の特性等を踏まえた各教科等による教育課程を編成

障害のある子供一人一人について、関係機関との連携を図り長期的な視点で教育的支援を行うための**「個別の教育支援計画」**と一人一人の教育的ニーズに応じた目標、内容、方法等を明確にする**「個別の指導計画」の作成・活用が必要**（通常の学級については努力義務）

いずれの学びの場であっても、本人・保護者から何らかの配慮が求められた場合には、**過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供**

● 文科省　資料より

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H17 →R7)

	（平成17年度）	（平成27年度）	（令和7年度）
義務教育段階の全児童生徒数	1,088万人	⇨1,009万人	⇨911万人
特別支援教育を受ける児童生徒数	19.0万人 **1.7%**	⇨36.2万人 **3.6%**	⇨73.8万人 **8.1%**
特別支援学校 視覚障害　聴覚障害　知的障害 肢体不自由　病弱・身体虚弱	5.4万人 **0.5%**	⇨7.0万人 **0.7%**	⇨9.0万人 **1.0%**
小学校・中学校			
特別支援学級 知的障害　肢体不自由 身体虚弱　弱視　難聴 言語障害　自閉症・情緒障害	9.7万人 **0.9%**	⇨20.1万人 **2.0%**	⇨42.0万人 **4.6%**
通常の学級（通級による指導） 言語障害　自閉症　情緒障害 弱視　難聴　学習障害 注意欠陥多動性障害 肢体不自由　病弱・身体虚弱	3.9万人 **0.4%**	⇨9.0万人 **0.9%**	⇨22.7万人 **2.5%** （注）

（注）令和7年度における通級による指導を受ける児童生徒数（22.7万人）は、最新の調査結果である令和6年度通年（国公私立）の値を用いている。
なお、平成17年度及び27年度の通級による指導を受けている児童生徒数は、5月1日時点（公立のみ）の値。

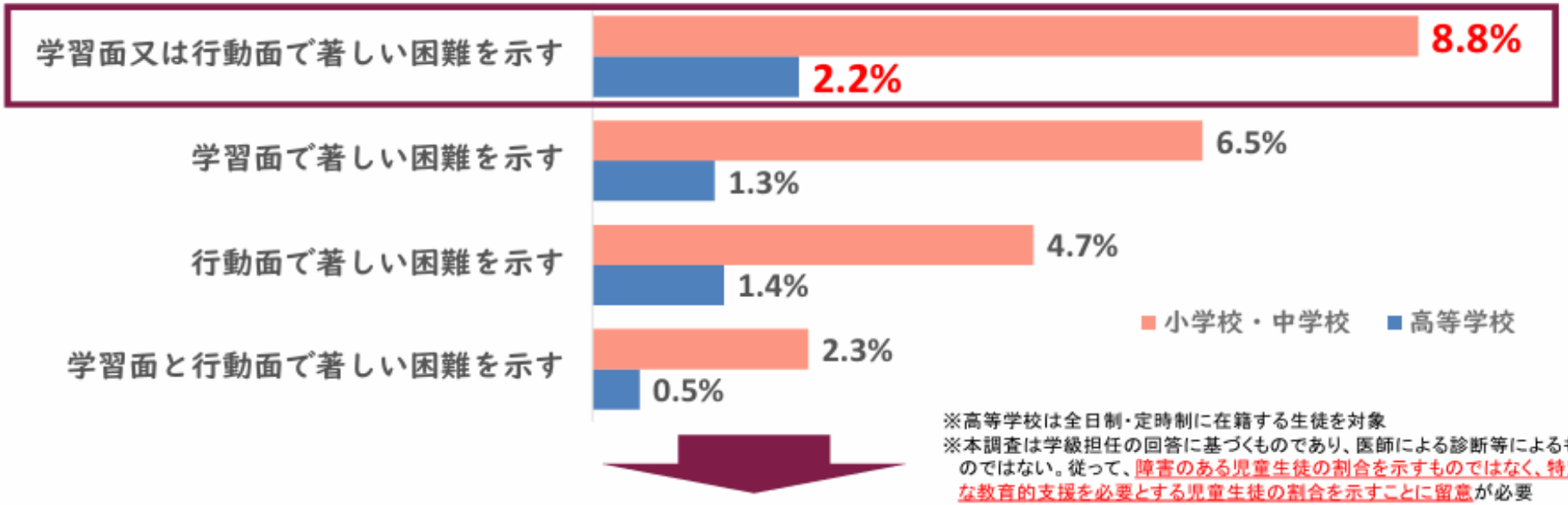
4　特別支援教育の現状

● 文科省　資料より

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況（令和４年度）

文部科学省

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%（推定値）



※高等学校は全日制・定時制に在籍する生徒を対象
※本調査は学級担任の回答に基づくものであり、医師による診断等によるものではない。従って、障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意が必要

「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況（推定値）

1．現在、通級による指導を受けている児童生徒の割合



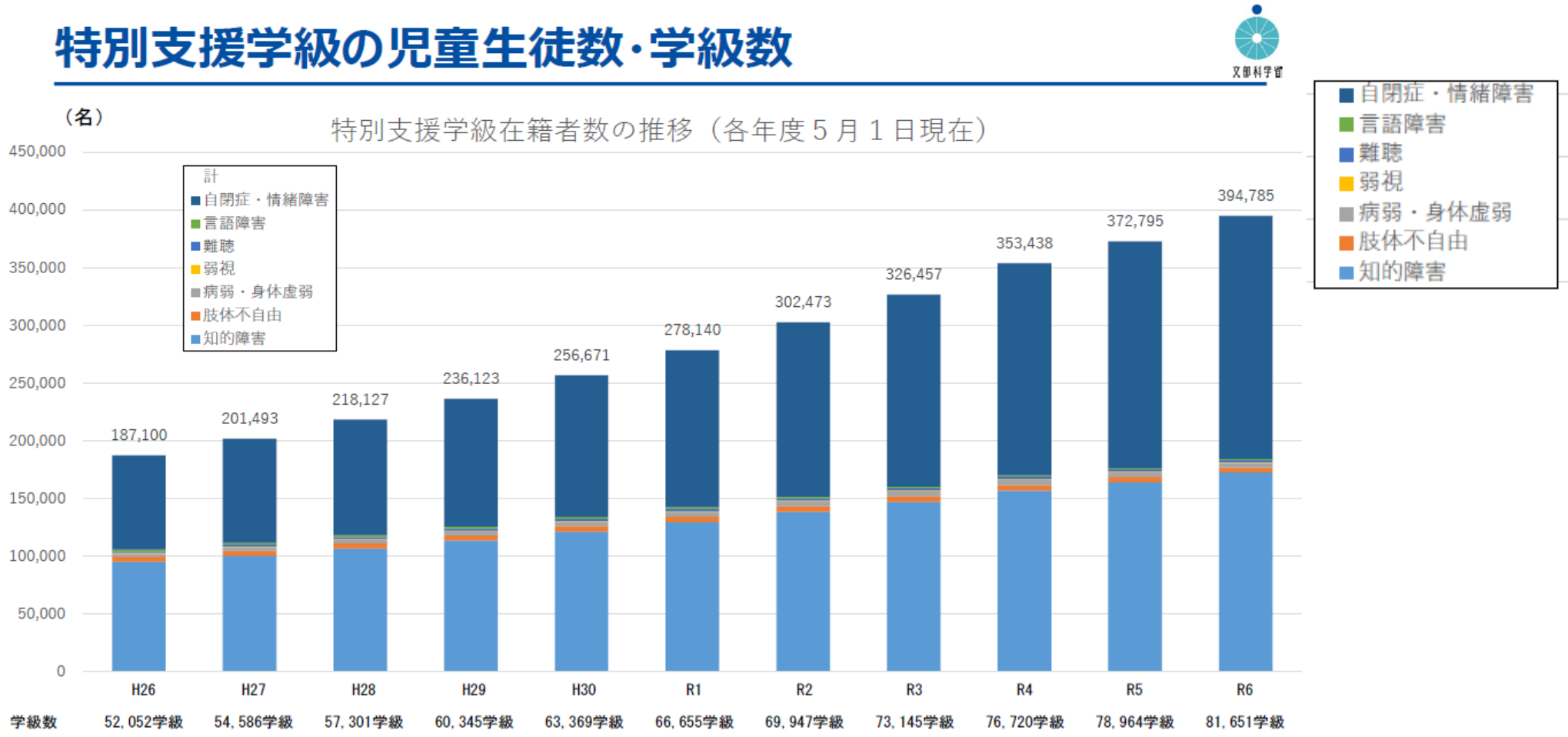
2．校内委員会において、特別な教育的支援を必要と判断されている児童生徒の割合



4　特別支援教育の現状

- 文科省　資料より

特別支援学級の児童生徒数・学級数



【令和6年度の状況】

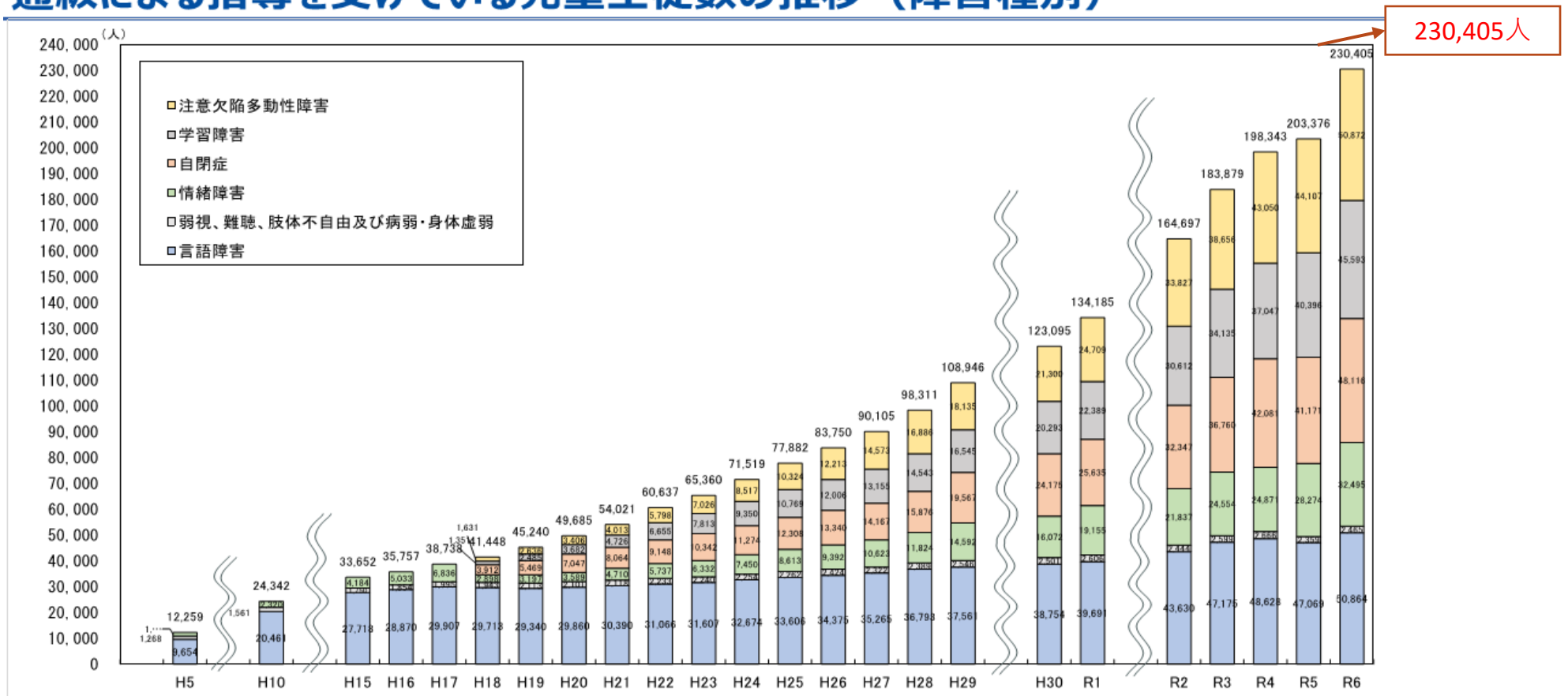
	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	34,297	3,024	2,800	501	1,310	603	39,116	81,651
在籍者数	172,519	4,189	3,978	553	1,777	1,062	210,707	394,785

（出典）学校基本調査

4　特別支援教育の現状

- 文科省　資料より

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



（出典）通級による指導実施状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ）

※令和２年度～令和６年度の数値は、３月３１日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度５月１日現在。

※有効回答を対象として集計・分析。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和４年度については、令和６年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

注意欠陥多動性障害
学習障害
自閉症
情緒障害
弱視、難聴、肢体不自由及び病弱・身体虚弱
言語障害

4　特別支援教育の現状

● 文科省　資料より

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

＜調査概要＞

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する１～３年生を対象 （・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ５名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出）
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	Ⅰ．児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」） Ⅱ．児童生徒の受けている支援の状況

令和４年	小学校・中学校	高等学校※1
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%

（参考）過去の調査結果※2	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※　本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。
従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

4　特別支援教育の現状

● 文科省　資料より

インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の考え方について

障害者の権利に関する条約（第24条）

- 「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、
- 障害のある者が「general education system」（教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域社会において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている

障害者基本法（第16条）

- 国及び地方公共団体は、障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じること
- 国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒とその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと

等が規定されている

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年　初等中等教育分科会報告）

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要。その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年）

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるもの。
- 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

4　特別支援教育の現状

通常の学級における学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の在籍率（小中学校）

8.8％

**４０人学級に３．５人、
３５人学級に３人程度、
学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒がいることになる。**

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年　文部科学省)より

4　特別支援教育の現状

中央教育審議会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

- 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
- 障害のある者が教育制度一般から排除されない
- 自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられる
- 個人に必要な「合理的配慮」が提供される

4　特別支援教育の現状

共生社会とは

「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」
＜内閣府「令和６年度障害者白書」＞

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある

4　特別支援教育の現状

障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備

一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の整備

これらを両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けて、特別支援教育を推進

4　特別支援教育の現状

中央教育審議会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

個々の障害に応じて対応するもの

合理的配慮

障害のある子供が、ほかの子供と平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

個々ではなく全体に関わるもの

基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備のこと

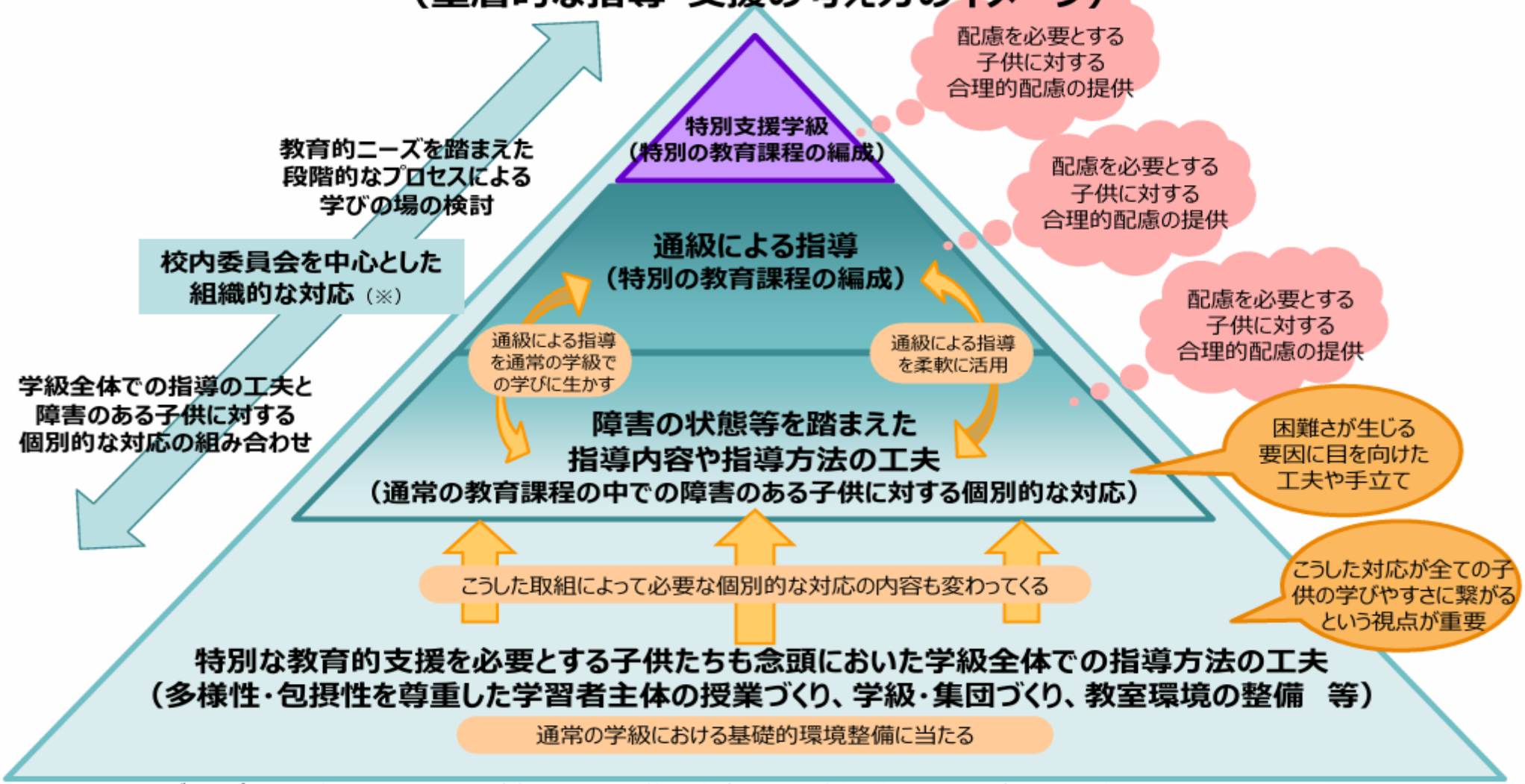
５　次期学習指導要領に向けて

※次期学習指導要領等に向けた審議まとめ（素案）

特別支援教育

2-1　特支⑥

小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策
（重層的な指導・支援の考え方のイメージ）



※校長のリーダーシップの下、校内委員会を中心とした教育支援体制の構築・運営がなされ、組織的に対応していくことが重要。また対応に当たっては、特別支援学校のセンター的機能の活用や関係機関との連携、研修を通じた教師の専門性向上などの取組も必要。

（参考）特別支援学級の対象：　知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害
通級による指導の対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

特別支援教育

2-1　特支⑦

学校における合理的配慮の提供について

● 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

➢ 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されている。

不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由とした差別を禁止。
（第7条第1項、第8条第1項）

合理的配慮の提供

障害のある人から、社会的障壁を取り除くために対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
（第7条第2項、第8条第2項）

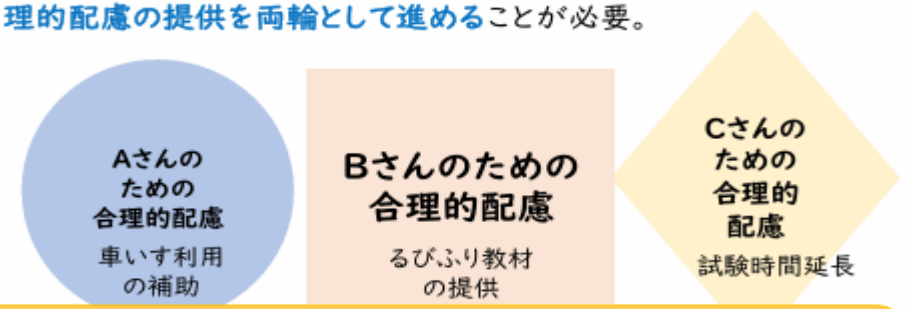
※「過重な負担」は、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**。

➢ 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いもの**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

➢ 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うため**の、**不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。

➢ 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得る**ものであり、**基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。



合理的配慮の提供に当たり得る例　（「差別の解消の推進に関する対応指針」（文部科学省告示）より）

- 見えにくさのある児童生徒に、教科書や資料を点訳することや、拡大資料やテキストデータを事前に渡すこと
- 聞こえにくさのある児童生徒に、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意すること
- 肢体不自由のある児童生徒に、体育の授業の際に、ボールの大きさや走る距離を変更したり、スポーツ用車椅子の使用を許可すること
- 読み・書き等に困難のある児童生徒に、読みやすい字体による資料を作成したり、試験においてICT機器の使用や筆記に代えて口頭試問で行うこと
- 人前での発表が困難な児童生徒に対し、代替措置としてレポートを課すことや、自らの発表を事前に録画したものを活用すること
- 入学試験や検定試験において、別室での受験や試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の資料を許可すること　など

特別支援教育

2-1　特支⑧

通常の学級の学びと通級による指導の連携（イメージ）



通常の学級

通級による指導を受ける子供についても
大部分の授業を通常の学級で受けることが前提であり
教育活動の基本は通常の学級にある

**障害の状態等を踏まえた
指導内容や指導方法の工夫**
（通常の教育課程の中での障害のある子供に対する個別的な対応）

**特別な教育的支援を必要とする子供たちも
念頭においた学級全体での指導方法の工夫**
（多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室環境の整備　等）

**通級による指導
を柔軟に活用**

校内委員会による組織的な見立ての下、総合的な見地から判断

**通級による指導と
通常の学級における指導を
密接に関連させることが重要**

**通級による指導
で取り組んだ手立てを
通常の学級での学び
に生かす**

通級による指導

通常の学級だけでは指導・支援が困難な場合に、障害に応じた特別の指導を実施

自立活動
（障害による学習上の困難の改善・克服を目的とした指導）

＋（特に必要がある場合）

各教科の内容の一部
（困難さの状態に対する手立てとして、特に必要がある場合、特例的な措置として実施）

通常の学級において、障害のない子供と共に学びつつも、障害の状態等に合わせて目標や内容を個別に設定し、自分にあった内容やペースで学ぶ

※教師の持ち授業時数の増につながらないよう働き方改革にも留意



**障害のない子供たちとできる限り共に学びながら、障害の状態等に応じたきめ細かな指導を実現するため、
通常の学級の学びと通級による指導の相互の連携によって、通常の学級での学びを充実していくことが重要**

※次期学習指導要領等に向けた審議まとめ（素案）

特別支援教育

2-1　特支⑨-1

通級による指導を受ける場合の教育課程の特例的な取扱いの見直し（イメージ）

現行制度

通常の教育課程：各教科等

通級による指導を利用する児童生徒の教育課程（特別の教育課程）：
- 通級による指導：障害による困難の改善・克服を目的とした指導（※）
- 各教科等（通常の学級での授業）

（※）自立活動の内容を参考として目標・内容を設定。
（特に必要があるときは、障害による困難の改善・克服を目的とした指導を、各教科の内容を取り扱いながら行うことが可能）

検討の方向性

通級による指導を利用する児童生徒の教育課程（特別の教育課程）：
- 通級による指導：自立活動（障害による学習上の困難の改善・克服を目的とした指導）／各教科の内容の一部（障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合）
- 各教科等（通常の学級での授業）

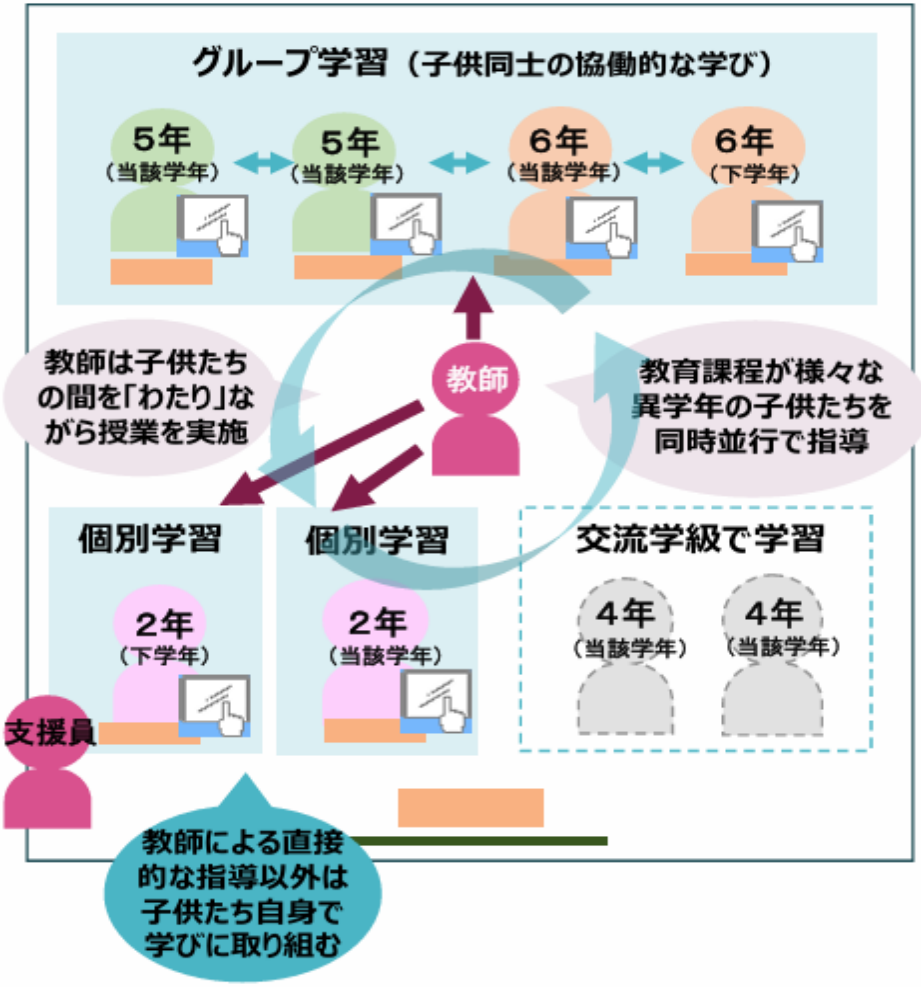
- 障害による困難の改善・克服を目的とした指導として、自立活動を取り入れることを明確に規定
- 自立活動の指導を実施した上で、通常の学級における少人数指導等では障害の特性等を踏まえると対応が困難な場合の特例的な措置として、教科の内容の一部について、理解できず学習が遅れがちとなったり、他の子供たちと同じように学ぶことに困難をきたしている場合等において、困難さの状態に対する手立てとして特に必要な場合においては、合理的配慮の提供の観点から、学校側に過重な負担が生じない範囲で、かつ、教師の持ち授業時数の増につながらないよう指導期間を一定期間に限るなど働き方改革にも留意した上で、各教科（※）の指導を行うことを可能とする（当該教科として評価も行うことになるため、中・高については、該当教科の免許を持った教師が実施）　※高校においては各教科・科目
- 通常の学級において受ける授業を含め、合理的配慮の提供の観点も踏まえて、障害の状態等を踏まえ必要な場合には、本人・保護者と十分に意思疎通を図りつつ、各教科等(※)の目標・内容の一部を、障害の状態等を考慮したものに替えることを可能とする　※高校においては各教科・科目
- 特例的な取扱いは、設置者の定めるところにより実施するものと整理

特別支援教育

2-1　特支⑩

特別支援学級において期待される授業における学びのイメージ（一例）

● これまでの特別支援学級における優れた実践を踏まえ作成したものであり、改訂と並行して優れた取組の普及を推進



※子供たちの学習形態は授業や活動場面に応じて変わりうるものである。また、上記のイメージの図は一例であり、例えば、異学年の子供たちが同一の題材を取り扱い学びを進めるような場面も考えられる

個に応じた指導

教師による直接的な指導と、子供たち自身の学びの適切な組み合わせ

教師は様々な学習形態の子供たちに対して、配慮や手立てを講じつつ、子供たちへの直接的な指導と子供たち自身での学びの時間を組み合わせながら授業を組立て

学びの在り方

デジタル学習基盤を活用して子供自身が学びを調整

子供たち自身での学びの場面では、デジタル学習基盤を活用することで、障害の状態等や一人一人の学習の状況を踏まえた学習内容や教材、学習活動や学習課題を提供することで、子供自身が自らに適した学びとなるように調整

集団との関係

特別支援学級内外の子供たちとの協働的な学びの実現

同じ特別支援学級の子供同士での協働的な学びを進めるとともに、通常の学級の子供たちとの交流を通した協働的な学びも進め、周囲の子供たちと共に育つ中での成長

配慮や支援の在り方

自立活動での指導を生かした配慮や手立ての実施、合理的配慮の提供

自立活動の時間の指導を生かした配慮や手立てを各教科等の授業の中でも講じるとともに、本人・保護者の意向を踏まえ必要な時には、学校側は過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を実施

学級経営と組織的対応

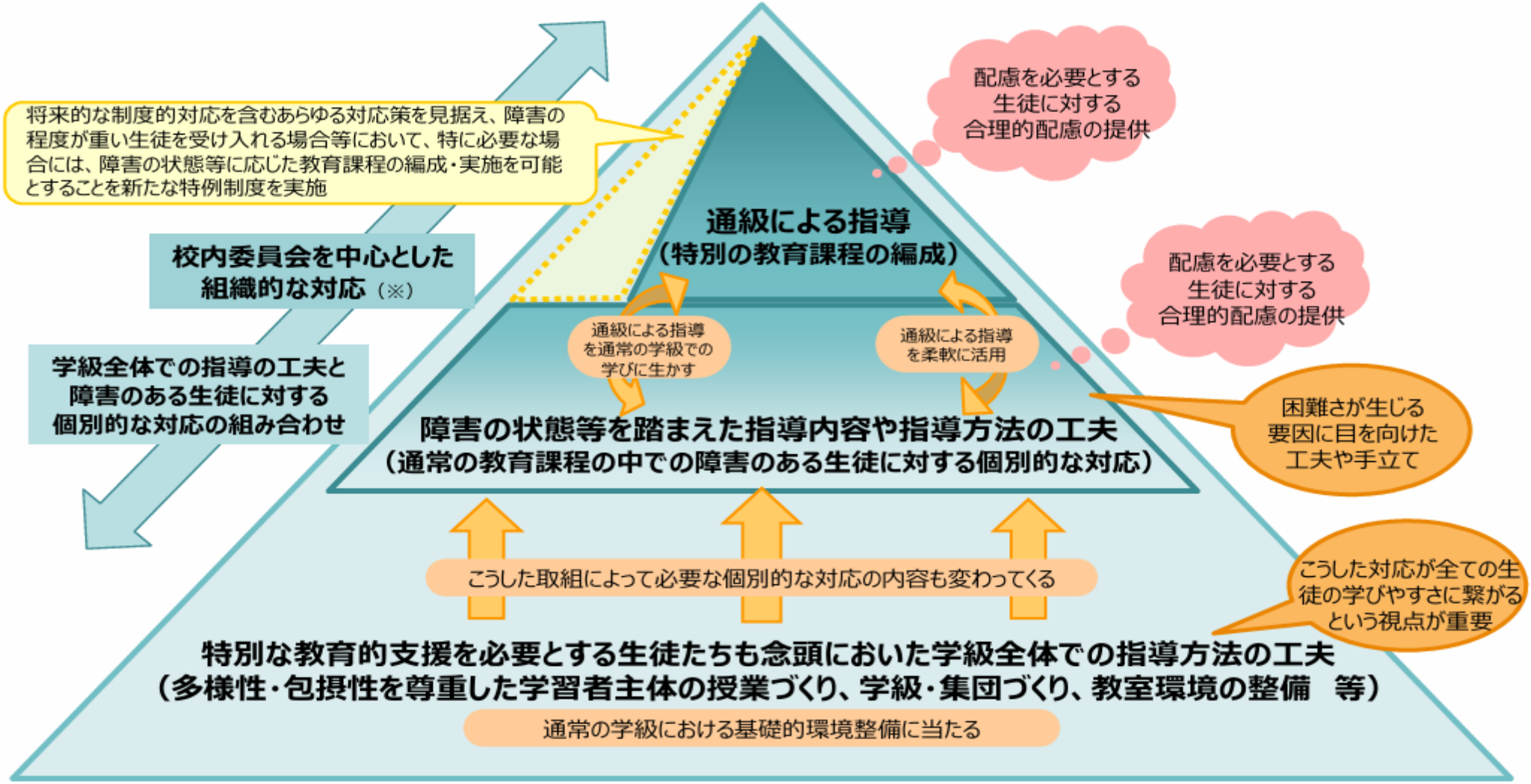
学級経営の視点と組織的なアプローチ

障害のある子供たちの心理的安全性を確保する場としての特別支援学級における学級経営の展開。学校全体での組織的なアプローチのための校内委員会による組織的な対応を行うとともに、各教科等の個別の指導計画について記載の重複感を解消し、子供に向き合う時間を確保

特別支援教育

2-1　特支⑪

高等学校における障害のある生徒の学習活動の充実に向けた方策
（重層的な指導・支援の考え方のイメージ）



※校長のリーダーシップの下、校内委員会を中心とした教育支援体制の構築・運営がなされ、組織的に対応していくことが重要。また対応に当たっては、特別支援学校のセンター的機能の活用や関係機関との連携、研修を通じた教師の専門性向上などの取組も必要。

（参考）通級による指導の対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

※次期学習指導要領等に向けた審議まとめ（素案）

特別支援教育

重層的な指導・支援の考え方を踏まえた「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

2-1　特支⑫-1

重層的な指導・支援

通常の学級において、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室・学習環境の整備を進め、その上で、障害の状態等を踏まえた個別的な支援が必要な子供たちに対して、指導内容・指導方法の工夫に取り組むことが必要。さらに、通常の学級だけでは指導・支援が困難な子供たちに対して、通級による指導や特別支援学級における指導を実施することが必要。この「重層的な指導・支援」の実施に当たっては、様々な教育的ニーズのある子供たちに対する多様性・包摂性を尊重した学級全体での指導方法の工夫や環境設定（基礎的環境整備）が重要な土台となる。

障害種ごとの配慮事項

現行小・中・高等学校学習指導要領総則及び各教科

各教科等における指導計画の作成に当たっての配慮事項・学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うものとする

・困難さの状態への対応にとどまらず、**困難さの背景に目を向けた指導**とすることが必要
・特に、特別支援学級及び通級による指導における全国的な教育水準の保障が必要

・障害種ごとに想定される困難さに応じた、指導上の基本的な留意事項
・教師による指導上の工夫

合理的配慮

障害者差別解消法（第７条第２項、第８条第２項）

障害のある人から、社会的障壁を取り除くために対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。

・「基礎的環境整備」及び「障害による困難さに応じた配慮事項」を踏まえた上で、**なお解消されない学習上の障壁に対して、個々の障害の状態等に応じて、過重な負担のない範囲で個別に対応**するもの。
・本人・保護者からの意思表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成を通じて実施。



基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）

障害者差別解消法（第５条）

合理的配慮を的確に行うための事前の改善措置として、施設の構造の改善、設備整備、職員研修その他必要な環境の整備を行うこと。

・不特定多数の特別な教育的支援を必要とする子供たちを対象として事前の改善措置を行うものであり、「障害種ごとの配慮事項」や「合理的配慮」の基礎となるもの。
・多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室環境の整備などを指し、全ての学びの場で行われるものである。

※全体に対する基礎的環境整備や障害種ごとの配慮事項に、個々の教育上の合理的配慮が内包される場合もあることを踏まえ、まずは学校・学級全体での基礎的環境整備等に取り組むことが重要。
※多様性・包摂性を尊重する観点から、障害による学習上又は生活上の困難だけでなく、特異な才能を伴う場合や日本語指導が必要な場合、不登校の支援が必要な場合もあるなど、幼児児童生徒の多様な状況を踏まえることが重要である。

特別支援教育

重層的な指導・支援の考え方を踏まえた「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

2-1　特支⑫-2

＜読字困難の例＞

校内委員会を中心に学校全体で組織的に対応を検討・実施。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた取組



在籍する通常の学級において、学校全体での基礎的環境整備に加え、読字に係る負担を軽減し内容理解を促すため、授業内容のプリントをクラウド上で共有し、必要に応じて音声読み上げ機能を活用できるよう指導。

そのうえで、Aさんの読字の困難さに係る指導・支援が通常の学級だけでは困難であったため、Aさんの教育的ニーズや本人・保護者の意向等を総合的に勘案し、通級による指導を利用している。

障害種ごとの配慮事項を踏まえた通級による指導における指導上の工夫



通級による指導では、音韻認識に弱さがあるAさんに対して、説明したり、問いかけしたりする際に、聞き取りやすいリズムで声掛けをしたり、文字情報を分かち書きで提示したりする等の配慮を実施。

※通級による自立活動の指導を通常の学級における各教科等での指導上の工夫や手立てに生かすことが重要。



Aさん
（通常の学級在籍）

合理的配慮の提供の状況



Aさんより、問題文を読むのに時間がかかってしまうため、定期試験において、問題文へのルビ振り及び試験時間の延長をしてほしいとの申し出があり、別室で個別に対応。

基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）の状況



文字情報に依存しない視覚的支援とするため、学校全体で、案内表示へのピクトグラムの使用や、係・当番の作業の流れを絵や図で示すことを統一的に実施。また、授業づくりにおいては、読字に係る負担を軽減するため、1行の情報量を少なくしたり、重要な用語に色分けや下線を引いたりするなどの読みやすい板書を全ての学級で行う情報提示の工夫として位置付け、実施。さらに、校内研修を通じて、手順等の動画・図式化や画面表示の拡大・色調整、音声読み上げ機能の活用等について、その目的や方法を周知。

特別支援教育

重層的な指導・支援の考え方を踏まえた「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

2-1　特支⑫-3

＜難聴の例＞

校内委員会を中心に学校全体で組織的に対応を検討・実施。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた取組



Bさんの聞こえの困難に係る指導・支援が、通常の学級や通級による指導の利用だけでは困難であったため、Bさんの教育的ニーズや本人・保護者の意向等を総合的に勘案し、特別支援学級に在籍している。

学校全体での活動時や交流及び共同学習の実施時には、難聴特別支援学級における取組に倣い、障害のない子供と共に学べる機会を保障している。

障害種ごとの配慮事項を踏まえた難聴特別支援学級における指導上の工夫



学級の生徒３名に対して、学習に必要な背景知識を視覚教材等で補ったり、授業中の音声を文字変換して提示したりするなど、内容理解が深まるように指導。また、視覚化が困難な抽象的な内容は理解しにくい傾向が見られるため、既有知識や経験等と関連付けながら、生徒が自らの言葉で説明する活動を意図的に取り入れて指導。

※個々の自立活動の指導との関連を図りながら、各教科等での指導上の工夫や手立てを検討することが重要。



Bさん
（難聴特別支援学級在籍）

合理的配慮の提供の状況



Bさんより、授業時間内では十分に確認できないことがあるので、授業の振り返り場面の文字起こしの記録を見直したいとの申し出があり、当該場面の文字変換のデータを授業後に個別に提示して担当教師と共に確認。

基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）の状況



内容理解を促すように、難聴特別支援学級では、授業内容のプリントをクラウド上で事前配布。交流及び共同学習では、授業のめあてや流れ、時間配分などを視覚的に明示するなど指導方法の工夫を学校全体で統一的に実施。また、聴き取りやすさにつながるように、椅子や机の脚にカバーを付けて騒音を低減するほか、聴き取りやすい話し方について校内研修で共有し全ての学級で実践。

特別支援教育

2-1　特支⑬

小・中・高等学校における障害種ごとの「配慮事項」について

子供一人一人の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場それぞれにおいて、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われることが必要である。

現行の規定

- 特別支援学校については、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校においては、特別支援学校学習指導要領第２章第１節及び第２節の各第１款で各教科全般にわたる基本的な配慮事項について、知的障害特別支援学校においては、同第２款第２において、必要な配慮事項等を規定。
- 一方、小・中・高等学校については、各学習指導要領第２章の各教科等において、指導計画の作成にあたっての配慮事項として、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うことを規定し、その解説において配慮を例示。

（小学校・国語科の例）
声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

現状・課題

- 特別支援学校と異なり、障害種に応じた基本的対応や配慮すべき事項等の考え方が学習指導要領等で示されておらず、それぞれの教師に委ねられている。
- 特に特別支援学級及び通級による指導においては、在籍者及び利用者の急増を踏まえると、児童生徒の障害の状態等に応じた指導の質の確保・向上を図る必要がある。

求められる姿

- 障害のある子供に対する各教科等の指導に当たっては、教師から見える表出した「困難さの状態」への対応にとどまらず、教師による障害に係る正しい理解と認識の下、その背景にある「困難さが生じる要因」に目を向けたうえで、それに基づく手立てを実施することが必要である。

改善の方向性

- 指導の質の確保を図るため、**特別支援学級や通級による指導において最低限求められる対応の基準**として、障害種ごとの基本的な対応や教育活動全般にわたる主な配慮事項について国で示すことが必要
- 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に資する基本的事項として、右の通り、共通的な配慮事項と障害種ごとの配慮事項として示すこととする

※通常の学級における障害のある子供たちに対する指導・支援に際しても活用できるものとする

共通的な配慮事項
- デジタル学習基盤を活用すること
- 障害のある子供とない子供が共に学ぶ環境下における児童生徒の理解に関すること
- 個々に応じた環境調整を図ること

障害種ごとの配慮事項
- 文字等の情報を得たり、それを活用して考えたりする上での配慮事項
- 考えたことを表出する上での配慮事項
- 環境調整等を含め、学校生活全般に係る配慮事項

６　県が目指す「インクルーシブな教育」

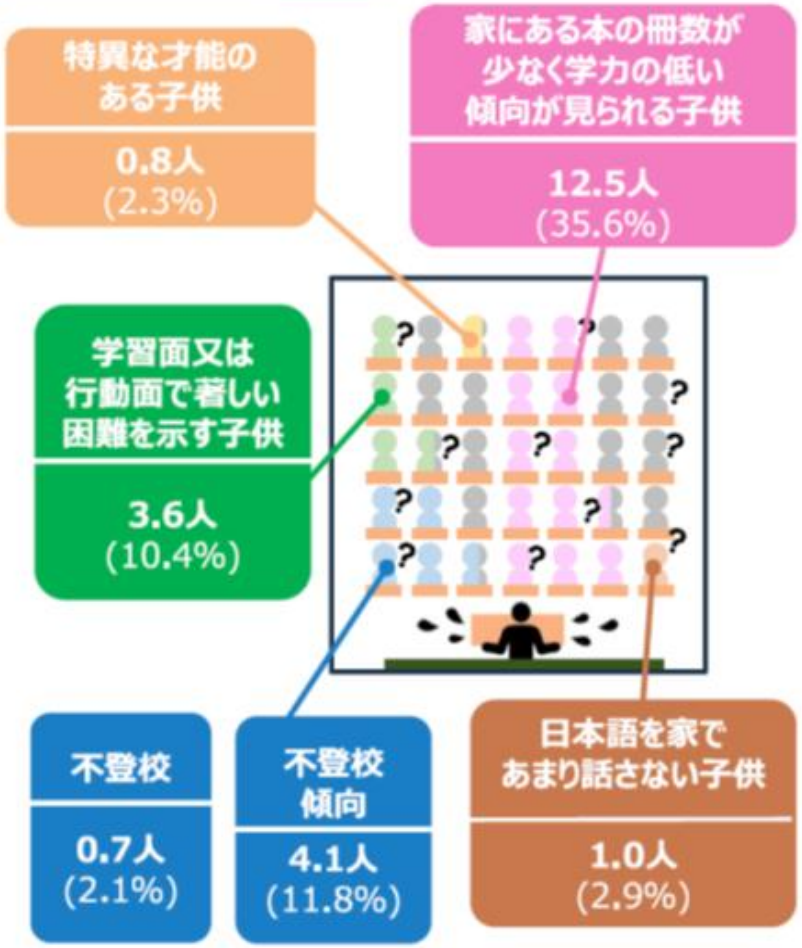
6　県が目指す「インクルーシブな教育」について

学校における児童生徒の状況

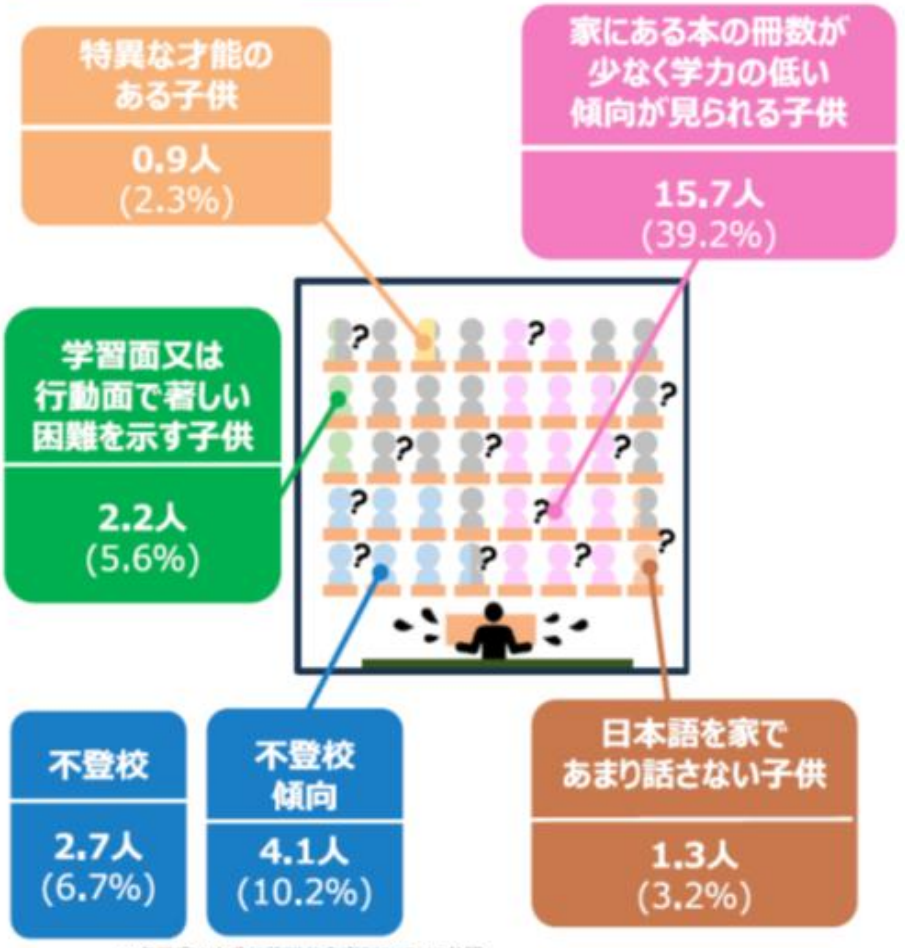
文部科学省作成資料より

○どの学校においても、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化している。
こうした多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題。

小学校（35人学級）



中学校（40人学級）



※各数字の出典は該当参考資料P45,46参照
https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt_kyoiku01-000039494_03.pdf

6　県が目指す「インクルーシブな教育」について

学校における児童生徒の多様性を包摂する必要性

背景

- **人口減少・少子化**
- **独自の発想や視点に価値**がおかれる社会構造の変化
- コロナ禍後における様々なライフスタイル
- 共働き等世帯の増加
- 世帯間の所得額の差が広がっている

現状

- **子どもの多様な個性や特性、背景に視点**があてられている
- **通級・特別支援学級児童生徒増加**
- **長期間学校へ通えていない児童生徒増加**
- **外国籍児童生徒増加**
- 移住してくる世帯も増加
- それら子どもたちに共通する困難さとして「情報収集伝達コミュニケーション」や「移動(モビリティ)」などがある。

課題

- **多様な子どもへの基礎的な環境整備の不足**
- **一人一人に応じた支援・配慮の不足**
- 正解主義や同調性への過度な偏り
- 特異な才能のある子どもの把握
- すべての学校が、多様な子どもたちにとって、公正な社会基盤となっていないのではないかという懸念
- **すべての子どもたちが、それぞれに応じた活躍の場が必要**

目指すべき姿

- **すべての子どもたち一人一人が多様であるという考え方**
- **多様なことは豊かであるという感じ方**
- **多様性を包摂**
- 多様性を個人及び学校の力に変える
- 個性や特性、背景を踏まえた対応という意味での公正性の拡大
- **個性が輝くインクルーシブな教育を目指す**

- **国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「すべての人々への包摂的（inclusive）かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」とある**

6　県が目指す「インクルーシブな教育」について

「群馬ならではのインクルーシブな教育・学校」に向けた土壌

- **群馬県には、歴史的・文化的に多様性を包摂し、その豊かさを実感できる土壌があるのではないか**

すべての県民が、誰一人取り残されることがない社会
【新・群馬県総合計画】

自ら思い描く人生を生き幸福を実感できる社会
【新・群馬県総合計画】

自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出す
【群馬県教育ビジョン】

エージェンシーを発揮する
(自律した学習者)
【群馬県教育ビジョン】

多様性を尊重し、協働する力の育成
【群馬県教育ビジョン】

全ての子どもの学びを支援する取組の充実
【群馬県教育ビジョン】

心理的安全性のあるインクルーシブな環境づくり
【学校教育の指針】

非認知能力の評価・育成
【群馬モデルへ】

多様な学びへの支援の充実
【つなぐん・つなサポ】
【県立夜間中学校】

専門家による支援体制の充実
【小中高サポート】
【専門家派遣】

通級による指導の充実
(巡回型・高校通級)
【特別支援教育推進計画】

強度行動障害の研究
(自閉症教育含む)
医療的ケアの充実
【特別支援教育推進計画】

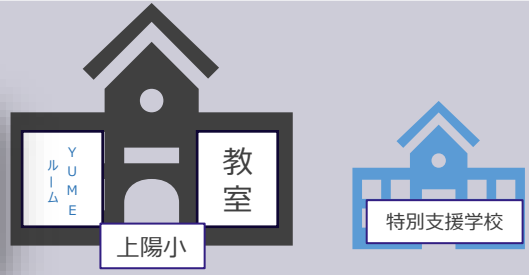
6　県が目指す「インクルーシブな教育」について

群馬県の目指す「インクルーシブな学校」に向けて(調査)

モデル校（R6～）【上陽小】

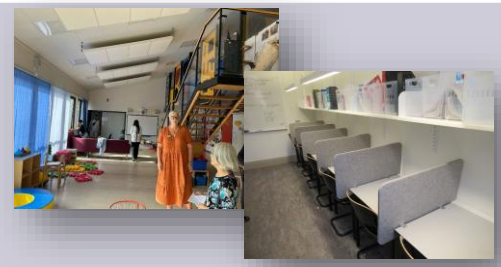
- 障害の有無から多様性の包摂へ拡大
- 校内支援ルーム(YUMEルーム)
- 伊勢崎特別支援学校との交流および共同学習





海外調査（R6,R7）【スウェーデン】

- 多様性の包摂
- フレックスルーム
- 特別支援学校が隣接
- 専門家との連携





有識者会議（R6～）

- 子どもたちはそもそも多様な個性をもっている。多様性は豊かなものである。
- インクルーシブな教育は、障害の有無のみならず、多様な背景のある子を包摂
【国連2030アジェンダ「全ての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供」】

「多様性の包摂」へ

障害、外国ルーツ、
長期間学校へ通えていない、
貧困、性差など
多様な背景のある
すべての子どもたちの個性
が輝く教育

群馬県が目指す「インクルーシブな学校」について

インクルーシブな学校とは

「すべての子どもたちの多様性を包摂する(インクルーシブな)環境の構成」を実現し、個性が輝く学校

～　子どもたちが選ぶ学び方・学ぶ場所、子どもたちへの必要な支援　～

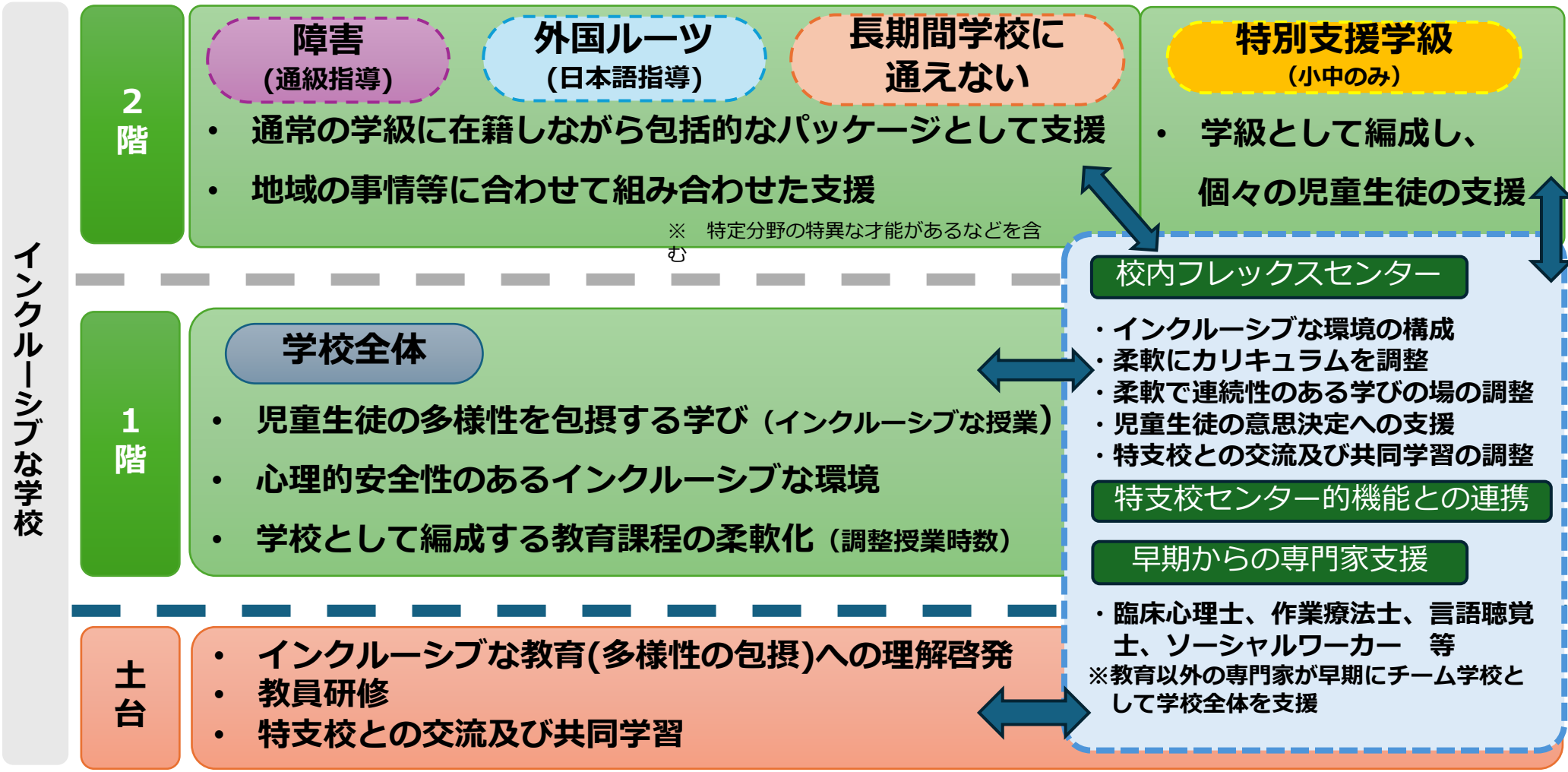
- 多様な子供たち（障害、外国ルーツ、不登校、貧困、性差等）を含むすべての子どもたちを包摂して支援できる仕組みを学校に取り入れる。
- 教育以外の専門家（臨床心理士、作業療法士等）と連携しながら、具体的な支援を行う仕組みを学校に取り入れる。





6　県が目指す「インクルーシブな教育」について

群馬県の目指す「インクルーシブな学校」のイメージ



6　県が目指す「インクルーシブな教育」について

校内フレックスセンターの機能イメージ

校内フレックスセンター

- すべての子どもたちの居場所として、必要な支援を包括的に調整してパッケージ支援を行う
- 柔軟にカリキュラムをマネジメントして、基礎的な環境の構成を図る
- 児童生徒の意思決定への支援を行う
- 必要に応じて、特別支援学校の専門アドバイザーや、特別支援教育課の外部専門家派遣事業を利用して助言をうける
- 特支校と小中校の交流及び共同学習の調整する

● 主な機能

通級指導

- 通常学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、生活上の困難を克服するための指導を、取り出して行う。
- 基本的に授業時間中に行う（自校・巡回）

日本語指導

- 母語の力を活用しながら日本語で各教科を学ぶ「資質・能力育成のための新たな日本語指導」（仮称）を校内で推進する。
- 翻訳ツールの活用と、特別の教育課程の作成を支援する。

長期間学校に通えない子への支援

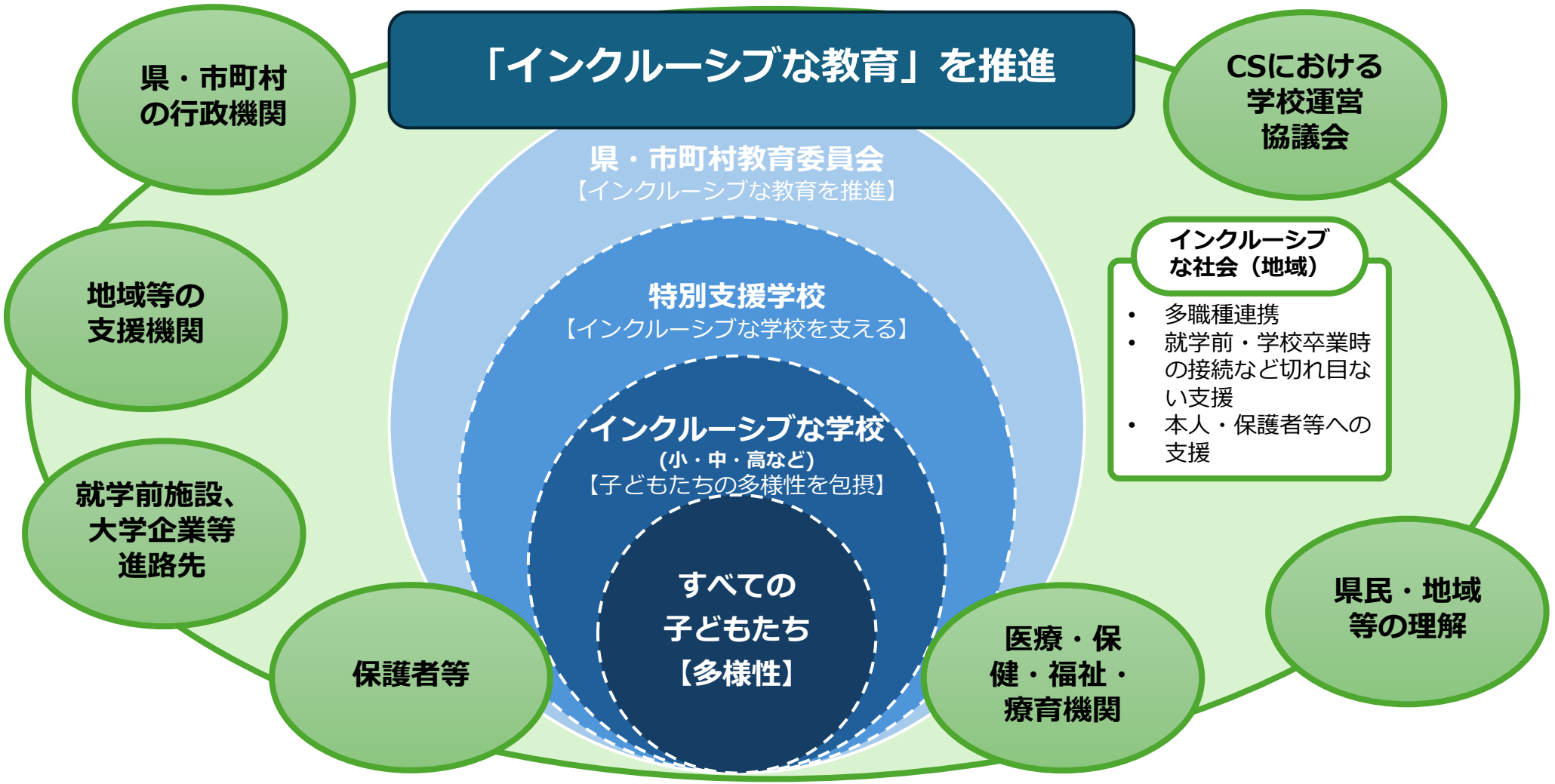
- 居場所づくりと、資質・能力の向上に繋がる指導の内容や方法について、担任や校内教育支援センター等と連携する。
- オンライン学習支援と、学習支援計画等の作成を支援する。

（※特定分野の特異な才能があることへの支援などを含む）

心理的安全性のあるインクルーシブな環境づくり

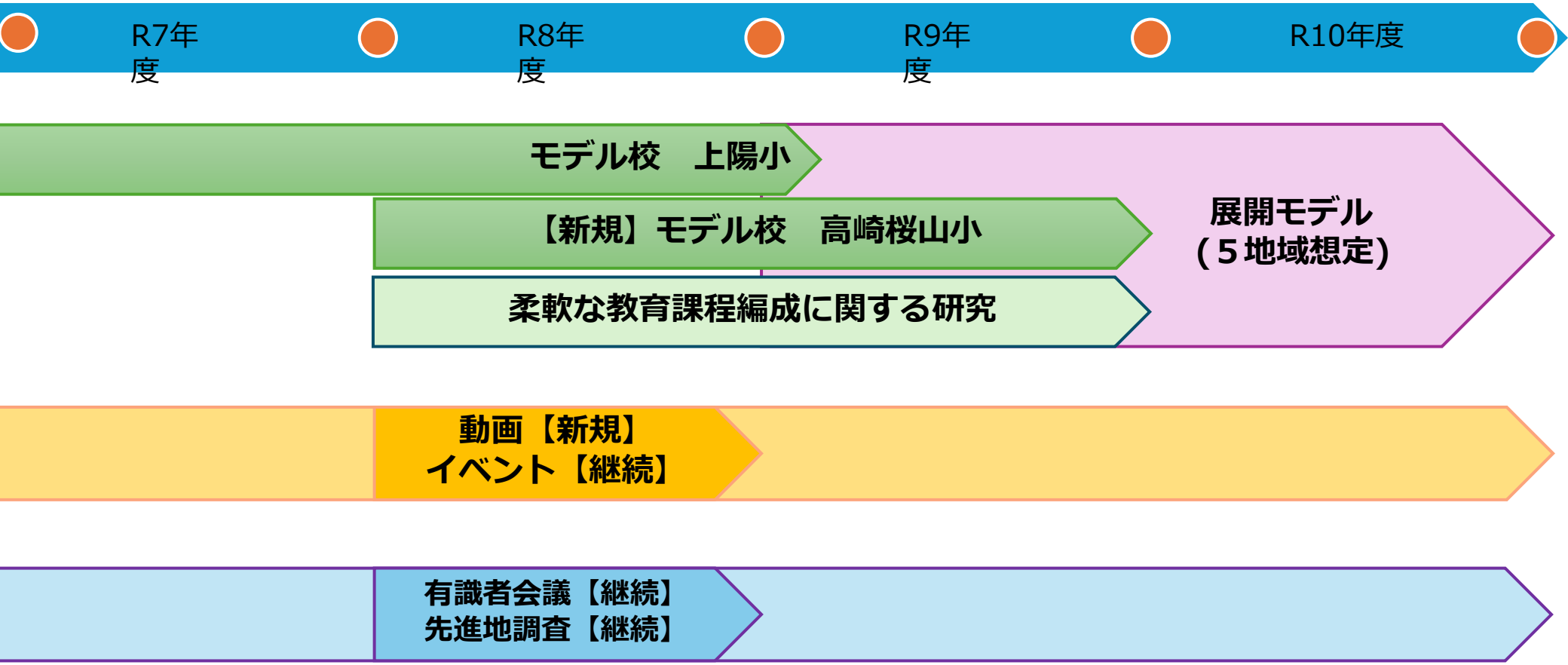
6　県が目指す「インクルーシブな教育」について

群馬県の目指す「インクルーシブな教育」のイメージ



「インクルーシブな学校」の全県展開について

● 全県展開のロードマップ



7　おわりに